

第1回「都市計画基本方針検討」小委員会

議 事 録

平成28年8月5日

第1回「都市計画基本方針検討」小委員会 議事録

1. 開催日 平成28年8月5日(金)
2. 開会時間 午後2時30分
3. 閉会時間 午後4時30分
4. 開催場所 アストプラザ 会議室1
(三重県津市羽所町700番地 アスト津 4階)
5. 議題 「三重県都市計画基本方針(案)」の検討
6. 出席委員氏名 (議席番号は三重県都市計画審議会と同一)
 - 第1番委員 朝日 幸代
 - 第2番委員 村山 顕人
 - 第3番委員 松本 幸正
 - 第4番委員 柳川 貴子
 - 第7番委員 井上 かず子

第1回都市計画基本方針検討小委員会 議事録

<事務局>

出席予定の委員の方々がおそろいになりましたので、ただいまから第1回都市計画基本方針検討小委員会を開催します。

私、本日の司会を担当いたします、県土整備部都市政策課の落合でございます。よろしくお願いいたします。

第1回の小委員会開催にあたり、担当次長の渡辺よりご挨拶を申し上げます。

<渡辺次長>

よろしくお願いいたします。

委員のみなさまには委員のご就任を快諾いただきまして、また、ご多忙の中ご出席賜りましてお礼を申し上げます。小委員会は平成32年に予定しております都市計画区域マスタープラン改定に向けての第一歩となります、三重県都市計画基本方針の調査審議をお願いするものでございます。

前回、平成20年度の基本方針におきましては、市町村合併に伴う都市計画区域の再編、そして集約型都市構造に向けた取組として大規模集客施設の適正立地、また、人口減少社会においても地域活力の維持向上を図るため、広域道路ネットワークを活かした産業集積を目指して工業系土地利用の促進などを位置づけてまいりました。

前回の区域マスタープラン策定後の社会情勢の変化といたしましては、東日本大震災であるとか熊本地震、あと、広島での土砂災害、鬼怒川の氾濫など大規模な災害が多発している状況がございます。また、都市計画制度といたしましてはコンパクト&ネットワークということで、それを目指して立地適正化計画制度が創設されたところでございます。

今回策定します基本方針が次年度以降の圏域マスタープラン、区域マスタープランの礎となりますので、本委員会での調査審議をよろしくお願いいたしますして開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

<事務局>

それでは続きまして、本日の資料について確認をさせていただきます。

本日の資料としましてはダブルクリップを外していただきまして、お手元の資料の上から順番に、事項書、諮問書(写)、都市計画基本方針検討小委員会名簿、都市計画基本方針検討小委員会運営要領、三重県都市計画審議会運営要綱、三重県都市計画基本方針(案) <たたき台>。

補足説明資料といたしまして、都市計画基本方針の趣旨および策定スケジュール、三重県都市計画基本方針都市計画審議会および小委員会スケジュール(案)。以上の、8つの資料を配布させていただいております。みなさま、配布漏れはございませんでしょうか。

それでは続きまして、今回小委員会にてご審議いただく委員の方々をご紹介します。委員の選任につきましては三重県都市計画審議会運営要綱第5条第2項の規定により、都市計画審議会の会長の指名によることとされており、あらかじめ朝日会長にご指名いただき、ご了承いただいたうえで本日おこしいただいております。

それでは紹介させていただきます。委員のみなさまから、一言ずついただくと幸いです。経済分野の、朝日幸代委員です。

<朝日委員>

三重大学の朝日と申します。今回、私が都市計画審議会会長としてみなさまにお願いするというかたちですけれども、もうすでに私などより大変、今回の小委員会で審議される

内容に大変お詳しい先生、専門家の先生もいらっしゃいますので、よりよい話し合いができるかと思っています。私は経済分野なので若干、少し違う観点でお話しさせていただくかと思えますけれども、よろしくお願ひいたします。

<事務局>

続きまして、都市計画分野の村山顕人委員です。

<村山委員長>

東京大学の都市工学科の村山です。よろしくお願ひします。地震・津波の都市計画指針がようやくできたと思ったらまた次の小委員会ということで、引き続き頑張りたと思います。今、現行の都市計画区域マスタープランとか圏域マスタープラン、その前に基本方針ですとか、そのときから参加させていただいておりますので、もう一度、まだ平成 18 年だとか 19 年だったと思いますがその頃のことを思い出しつつ、その間起こったいろいろな社会経済状況の変化を見据えて、新しいものをいいものを作っていきたいと思っています。よろしくお願ひします。

<事務局>

続きまして、土木分野の松本幸正委員です。

<松本委員>

名城大学の松本でございます。土木分野ということで、本当はインフラ整備のところの専門家であるべきなのですが、もちろん、まったく知らないわけではないのですがどちらかという交通のほうを専門としていて、そういった切り口から貢献できればなと思っております。よろしくお願ひいたします。

<事務局>

続きまして、建築分野の柳川貴子委員です。

<柳川委員>

建築士会に所属しております、柳川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。仕事のほうは建材卸売業ということで、主にセメント、生コンクリート関係というものを販売する業務等を仕事としておまして、建築の専門家としてはほとんどスキルといたしましては離れてしまって、ないような状態ですけれども、一生懸命みなさまと一緒に考えてよりよい話し合いをさせていただけるようお手伝いできたらなと思っております。よろしくお願ひいたします。

<事務局>

続きまして、住宅分野の井上かず子委員です。

<井上委員>

三重県宅地建物取引業協会の伊賀支部に所属しております、井上でございます。私のほうの仕事といたしましては不動産の仲介業を専門としておりますので、地域に貢献できると言いますか、みなさんの住みよい環境、住宅づくりというものを趣旨として仲介業をやらせていただいておりますが、私の住む名張市というところはちょっと三重県の中心より離れておまして、奈良県に所属しているような、分離しているようなところではございますが、環境としては本当にいいところで、自然災害や津波の、この三重県の本当に大きな課題を抱えているところから見れば、安泰しているところで居住させていただいているかなど。そういうような観点から三重県の今後の本当に住みよい環境づくり、また、生活づくりの中で、少しでもお役に立たさせていただけるような発言ができればなと思っておりますが、どうかよろしくお願ひいたします。

<事務局>

委員のみなさま、どうもありがとうございました。これからどうぞよろしくお願ひいた

します。

続きまして、当小委員会の運営要領について、事務局から説明願います。

<事務局>

本日はよろしくお願います。都市政策課の橋本です。お手元の資料を、審議会で諮問させていただきました諮問書が2枚目に付いておりますので、ご覧ください。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランですが、その改定にあたり、都市計画法第7条第1項の調査審議をお願いさせていただいたところがございます。

平成28年6月22日ということで諮問事項として、都市計画基本方針の内容について。諮問の趣旨ですが、三重県では24の都市計画区域においてマスタープランを策定していきますが、平成22年を基準年、平成32年を目標年次としていることから、32年の改定を行う必要があるということで、今回この基本方針は現行区域マスタープランの検証から明らかになった課題を踏まえ、三重県の県土全体の都市計画として総合的、一体的観点からおおむね共通する都市づくりの方向を示し、各区域マスタープランの策定に際して、拠ってたつべき基本的な考え方を整備するものであります。

区域マスタープランの改定に向けて基本方針を策定していくということで、審議会のほうには専門的見地から調査審議をいただくということで、より詳細に検討をいただく機関といたしまして、この小委員会があるということでございます。

次に、運営要領について説明させていただきます。運営要領ですが、先ほどご説明しましたとおり小委員会について名称を、本委員会を都市計画基本方針検討小委員会とさせていただいております。説明させていただいた諮問書の内容を踏まえ、目的については審議会で諮問させていただいた内容について、予備審議機関としてその内容を調査審議いただくことを目的としております。

先ほどご紹介ありましたように、構成につきましては経済分野、都市計画分野、以下この5人の委員で選定するという要領とさせていただきます。それから、委員長につきましては会長が指名するというようにしておりますが、副委員長につきましてはこの会の委員長が指名し、委員長が欠席の場合は副委員長が委員長の職務を代理するというようなこととさせていただきます。

会の招集につきましては委員長からの招集とさせていただきますが、初回に限り会長からの招集ということとさせていただきます。運営等については、審議会の運営要綱に基づくものに準じて行うということとさせていただきます。規定については7月20日から施行させていただきます。この内容についてはあらかじめ、事務局から会長にご相談をして作成しているものです。以上で説明を終わります。

<事務局>

当小委員会の運営はこの要領に基づき進めていきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(承諾の声あり)

それでは、この要領に基づき進めていくことといたします。

次に、当小委員会の委員長でございますが、都市計画基本方針検討小委員会運営要領の4に基づき、朝日会長からあらかじめ村山委員を委員長としてご指名いただいておりますので、よろしくお願いたします。

ここからの進行につきましては、委員長にお願いたします。

村山委員長、よろしくお願いたします。

<村山委員長>

それではご指名でございますので、私が当小委員会の委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ここから会議の進行は私がやりますけれども、みなさまにはスムーズに進行ができますよう、ご協力をお願いいたします。ただ、いろいろ論点があると思いますので、スムーズにいかないことがあってもいいかと思います。小さい委員会ですので、ざっくばらんにいろいろ議論できればと思いますので。

それから運営要領の4に基づきまして、副委員長を指名させていただきたいと思います。松本委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<松本委員>

はい。

<村山委員長>

では、よろしくお願いいたします。

それから、今日の小委員会の議事録の署名者2名を、三重県都市計画審議会運営要綱第10条の規定に準じまして委員長から指名させていただきたいと思います。今日は朝日委員と松本委員のお二人に署名委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に定足数でございますけれども、本日出席されています委員の人数は5人ですので、委員総数の2分の1以上であり、三重県都市計画審議会条例第6条第2項の規定に準じ、本小委員会は成立いたしました。

次に会議の公開についてです。審議に入る前に公開について、ご審議いただきたいと思います。三重県都市計画審議会運営要綱第8条第1項では非公開とできる場合を規定しておりますけれども、今回ご審議いただきます議案については非公開にできる場合に該当しないため、公開したいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議は無いようですので公開することといたします。

それでは、本日の傍聴人につきまして事務局よりご報告をお願いします。

<事務局>

本日、一般傍聴2名のかたが見えております。

<村山委員長>

ありがとうございます。それでは、傍聴者に入場していただきますよう、お願いいたします。

(傍聴者入場)

はい、ありがとうございます。それでは、傍聴に際しまして傍聴の方々に注意事項をご説明いたします。

傍聴者の方々におかれましてはご心配しております傍聴要領に基づいて、これに従っていただきますようお願いいたします。なお、この規定に違反したときは注意し、また、これに従わないときは退場していただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

それでは、議事に入りたいと思います。事項書の議事のところですけれど、まず両括弧1、都市計画基本方針の趣旨および策定スケジュール等について、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

はい、それでは。資料の第1回都市計画基本方針検討小委員会の、都市計画基本方針の趣旨および策定スケジュールという、このA4 ホチキス止めの冊子をご覧ください。こちらのほうを見てくださいと、1ページめくっていただいて表紙ですけれども、まず諮問の趣旨といたしまして、改定の必要のある都市計画区域マスタープランの指針となるべき都市計画基本方針を策定するにあたり、専門的見地から調査審議をいただくために諮問

しましたということなのですが、審議会において小委員会を設置し、予備審議を行う旨を了承いただきましたので、今回の小委員会開催ということで至っております。内容はこのなかを書いてある内容のとおりでございます。

次をご覧ください。現行の三重県都市マスタープランの体系について、少し説明させていただきます。まず基本方針でございますが、これは三重県全体共通の内容で、県内 24 の都市計画区域マスタープラン、この改定にあたり拠って立つべき基本的な考え方を示すものでございまして、都市計画区域マスタープラン改定に先立ち策定するというので、上の欄で書いておりました。今回、本件で審議いただくのがこの内容でございまして、今後この都市計画基本方針に従って 24 ある区域マスタープランをそれぞれ改定していくこととなります。

次のページをご覧ください。次に、基本方針の趣旨についてですが、目的については何度もお話ししておりますので役割についてご説明いたします。区域マスタープランの改定指針となりますが、区域マスタープランは平成 32 年度に改定されるまでの間、県内各市町が市町マスタープランや立地適正化計画などを策定するにあたり、活用されることも期待しているところでございます。

次に、都市計画基本方針の構成案としまして、現在は 3 章立てで書かれております。第 1 章に趣旨を、第 2 章では課題整理を行い、第 3 章では基本的な考え方を示すといった構成を考えております。詳細はのちほど、内容説明の際に説明させていただく予定です。

次に審議会でも説明しましたが、策定までのスケジュールについて補足、説明を申し上げます。最終的には 32 年度までに都市計画区域マスタープランを策定したいと考えていますが、現行のマスタープラン策定の際にも基本方針策定後、約 2 年程度の時間を要しております。このため、基本方針策定にあたっては今年度中に策定を目指したい。その後、次のステップへ入っていききたいということで考えています。

スケジュールにつきまして、A4、1 枚の紙がございます。こちらをご覧ください。現時点で全 4 回の小委員会を予定しております。本日第 1 回を開催しまして来月中には個別協議をさせていただき、10 月上旬には第 2 回を、そして 11 月下旬には第 3 回を予定しており、12 月の都市計画審議会への中間報告をしたのち年明けにはパブリックコメントを実施し、2 月中に第 4 回を開催して最終案を取りまとめ、3 月の都市計画審議会にて答申をいただくといった行程となっております。かなりタイトなスケジュールとはなっておりますが、何とぞよろしく願いいたします。

審議の手順といたしまして、本日第 1 回でスケジュール等の確認および基本方針策定にあたっての背景や課題等の把握をしていただいたのち、県内の庁内連絡会議や市町検討会での意見等を反映しながら、個別協議において都市づくりの方向の検討を行います。第 2 回ではさらに庁内連絡会議等を開催し中間案というかたちで取りまとめ、また、これの意見を反映させて、第 3 回でパブリックコメントとして出せるような案のところまで持っていく予定でございます。庁内連絡会議や市町検討会の情報共有ののちに、審議会へ最終、パブリックコメント案を出させていただき予定でございます。パブリックコメントで意見を受けて第 4 回を開催し、最終的には年度末の審議会へ報告、答申いただきたいというような流れで考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は、以上です。

<村山委員長>

ご説明ありがとうございました。では、今の説明に関して何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。特に質問ありませんので、次の議題に進みたいと思います。

それでは、議事の両括弧 2、都市計画基本方針案の内容の審議に入ります。事務局から

説明をお願いします。

<事務局>

それでは、お手元の資料を、三重県都市計画基本方針（案）〈たたき台〉というものをご覧ください。

こちらは、都市計画基本方針の後半の一部を除く事務局案でございます。まず、1枚めくって目次をご覧ください。現時点で事務局が想定している目次の項目でございます。本日は第1章、第2章と関連する第3章の一部について、ご審議をお願いします。ページ数のない部分が、次回以降記述してご提案させていただきたい内容でございます。

まず第1章を説明させていただきご意見をいただいたうえで、次に第2章の前半、後半、そして第3章の一部についても、時間の都合もありますがご説明させていただきたいと考えています。

今後、事務局案として考えている案について説明はさせていただきますが、なお時間の都合もありますので、2章後半部分を受けての第3章部分については今後、個別協議などで意見をいただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それではまず第1章、基本方針の趣旨についてご説明いたします。1ページをご覧ください。策定の目的と役割ですが、都市計画基本方針は都市計画法第6条の2に基づき定める、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランを策定、改定するにあたり、県全体の総合的、一体的観点からおおむね共通する都市づくりの方法を示すために三重県が策定するものです。

基本方針は、社会情勢の変化、施策や制度の改正などに対して現行マスタープランの検証からの課題を受けて策定を行います。先ほどの議事1においても説明しましたが、平成32年に三重県の定める都市計画区域マスタープランの改定時期を迎えますので、今年度中に基本方針を策定し、区域マスタープランの策定作業に反映していくこととなるという状況です。

また、区域マスタープランの改定までの間に、先ほども言いましたが市町のマスタープランの改定や、同義とされているような立地適正化計画、こういったものを変更する際に、この考え方を示して活用することも期待しております。

次に、基本方針の概要です。三重県の都市づくりにおける課題整理において、大きな社会情勢の変化や三重県独自の課題、諸計画の方向等を考慮して現行マスタープランを検討し、課題を整理します。

それらを受けて、三重県都市計画の基本的な考え方において都市づくりの方向についての検討、目指すべき都市構造についての検討を行い、マスタープランに記載する個別項目の考え方を整理するかたちで取りまとめたいと考えています。全体の構成は図1の1に示しております。

事務局から第1章についての説明は、以上です。

<村山委員長>

ありがとうございました。ただ今の説明についてご質問等ございますでしょうか。あまりないかもしれませんが、もしまた何か途中で気づきましたら、いつでも結構ですのでご発言をお願いします。それでは、続いて第2章の前半部分ですね。1と2の部分について、ご説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、ご説明のほうをさせていただきます。第2章につきまして、ページ数では2ページから8ページまでということになります。資料2ページをご覧ください。ここでの説明はちょっと総花的なことになりますので、前もって説明させていただく箇所に下線を

引かせていただいておりますので、それを目印に追っていただければと思います。

近年の全国的な社会情勢と三重県の状況ですが、まず①、人口減少、少子高齢化については全国的に進展しており、高齢者や子育て世代等が必要な生活サービスを享受できなくなる可能性が示唆されております。

またこれらにともない、財政状況がひっ迫してくることが予想され重ねて社会資本の維持管理面での対応も求められています。三重県においては少子高齢化が顕著に表れてきており、対策を講じてもさらに相当程度、進展することが避けられない状況であるということが分かっています。

次に②、大規模自然災害のリスクについては、全国的に台風の影響などで大規模な土砂災害や浸水被害が発生する機会が増加しており、南海トラフ等の発生の可能性も高くなっていることが示されています。三重県においては、非常に激しい猛烈な雨と表現されるような豪雨の回数が増加傾向にあり、土砂災害の発生も増加しています。南海トラフの発生確率も非常に高く、発生した際には甚大な被害が想定されている状況です。

続いて、関連する諸計画、法整備等の動向についてご説明します。4 ページをご覧ください。片括弧 1、国の諸計画で見直されたものも数多くありますが、大きなものでは①、国土グランドデザイン 2050 においては、本格的な人口減少の到来、巨大地震の切迫性に対する危機意識の共有、対流促進型国土の形成を目指すなど、トピックとしてコンパクト＋（プラス）ネットワークによる国土、地域づくり、災害に強い国土づくりが必要であるとされています。

②、国土形成計画においても対流促進型国土の基本構想として掲げ、重層的かつ強靱なコンパクト＋（プラス）ネットワークを形成することとされています。生活に必要な各種機能を一定の地域にコンパクトに集約し、各地域をネットワークで結び、災害に対しても粘り強くしなやかな国土を構築する方向を示しています。

③、国土利用計画においては、国土の安全性を高め持続可能で豊かな国土を形成する、国土利用を目指すとして防災、減災、自然共生、国土管理などの効果を複合的にもたらす複合的な施策、最適な国土利用を選択する国土の選択的な利用を推進する必要があるとされています。

④、社会資本整備重点計画、第 4 次では集約、再編を含め既存施設の戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用、社会資本の目的、役割に応じた選択と集中の徹底を図ることとされています。

⑤、国土強靱化基本計画においては、強さとしなやかさを持った安全、安心な国土、地域経済社会の構築に向けた国土強靱化を推進することとされています。

⑥、まち、ひと、しごと、創生総合戦略においては、地方都市における都市のコンパクト化と公共交通網の再構築を始めとする、交通ネットワークの形成の推進が示されています。

片括弧 2、三重県における諸計画としては①、三重県民力ビジョン第二次行動計画では、安全で快適な住まいづくりを掲げ集約型都市構造の形成を目指す姿とし、到達目標にも掲載しているところです。

②、次のページですね、6 ページ。②、三重県国土利用計画第 4 次では県土利用の質的向上を図り、よりよい状況で県土を次世代へ引き継ぐことを課題としています。都市においては、中心市街地などにおける都市機能の集約やアクセシビリティの確保を推進し、市街化を図るべき区域においては計画的に良好な市街地などの整備を図ることとしています。また、災害に強い都市構造の形成や都市活動による環境負荷が少ない都市の形成、美しくゆとりある環境の形成を図ることとしています。

④、三重県人口ビジョンにおいては、人口予測において 2060 年には約 120 万人まで落ち込み、施策実施効果があったとしても約 142 万人の人口確保となることが示されています。

⑤、三重県、まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、コンパクトな街づくりの推進を示しています。

⑥、三重県産業振興戦略では、新産業、新市場の創出に向けた戦略への取組が示されています。

⑦、三重県総合交通ビジョンにおいては、安全、安心で快適な生活と活力ある経済活動を支える交通という基本理念を掲げ、街づくりと連携した生活交通の再構築等が掲げられています。

次のページをご覧ください。片括弧 3、法整備や制度改革においては大きなものとして①、都市再生特別措置法の改正があり、立地適正化計画制度の創出が大きなトピックでありまして、立地適正化計画はコンパクト+（プラス）ネットワークの考え方により持続可能な都市構造を構築することを目標として策定されています。その他、防災関連の法律で都市づくりに関連する法制度の改正があり、②、津波防災地域づくりに関する法律では多重防御の発想により、地域の活力の観点を含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進することを目指しています。

③、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律では、土砂災害等の基礎調査の結果公表が義務付けられています。④、洪水浸水想定区域等に関する水防法および施行規則の改正においては、想定し得る最大規模の降雨も前提とした洪水浸水想定区域の設定および公表を行うこととなりました。その中では洪水時家屋倒壊危険ゾーンも公表されることとなっています。

以上が三重県の都市づくりにおける課題整理の前半部分、社会情勢や諸計画、法改正の状況でございます。

<村山委員長>

ご説明ありがとうございました。ただ今の部分についてご質問等ございますでしょうか。

<松本委員>

ちょっとよろしいですか。

<村山委員長>

はい。

<松本委員>

最初の、全国的な社会情勢、日本を取り巻くいろんな情勢ということになりますが、ここでは二本なんですかね。少子高齢化と人口減少、それから自然災害リスクということでももちろんこれは当然の問題ではあると思うんです。これはこれでいいと思いますが、あとは都市づくりとかあるいはライフスタイルということで考えると地球環境問題とか、エネルギー問題、これは大きいんではないかなと思うんですよね。

コンパクトな街づくりを進めていくという背景にもそういったところも関連してくるかと思えますし、これはグローバルな、地球規模の問題でもあるので、そこに寄与していくというのは大事ではないのかなと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

<村山委員長>

事務局、お願いします。

<事務局>

そうですね、地球環境やこれから環境問題、一定のところについても都市づくりの中で考えていくひとつではあると思いますので、その辺にも触れさせていただきながら整理さ

せていただくことといたします。

<村山委員長>

具体的には③を加えるという感じですかね。2 ページ、3 ページのところ。

<事務局>

そうですね、具体の状況でプラスするか資料などで補足させていただくか、ちょっと事務局のほうで考えさせていただきたいと思います。

<村山委員長>

松本委員、よろしいでしょうか。

<松本委員>

是非そういうかたちでお願いしたいと思いますが、それと関連するわけじゃないんですが、少子高齢化のところなんですけど、これは少子高齢化ということで人口減少だよということにくられているんですが、都市圏の活力低下という意味で、やはり生産年齢人口が減ってくるということですよ。そうすると産業規模も支えられなくなっていくということもありますし、何かそういうのって書かなくても大丈夫ですかね。

<事務局>

ご指摘のとおりですので、その辺りも今回、記載を追加させていただきたいと思います。

<村山委員長>

あとついでに、少子高齢化という言葉でもいいんですが、最近、超高齢社会と言っているのでひょっとすると、中身はいいんですけど人口減少、超高齢社会の到来とかっていうふうに書いてもいいかもしれない。そうすると生産年齢人口が減ってくるということもかなり含んでいます。ご検討いただきたい。

<事務局>

分かりました。

<村山委員長>

他にいかがでしょうか。

ではひとつ、私からの、これは5 ページからですか。三重県における上位関連計画が列挙されていてこの中に、きりがいいんですけれども、例えば景観とか緑とか観光に関する計画が載ってないんですが、都市計画に関わることがもしあれば、それらも含めておいてもいいような気がするんですが、いかがでしょうか。

特に景観計画、景観情勢を少しお手伝いしていると、そもそも何か開発のところやっていいのかどうかとか、景観以前の問題が景観の問題で出てくるのでひょっとすると景観とか緑ですね。市街地の拡大と表裏一体なんだろうと思うんですが、そういうことも必要かと思うんですが、もし必要があれば加えていただきたいと思います。

<事務局>

検討させていただいて、表記のほうを検討していきます。

<村山委員長>

他にいかがでしょうか。では、ひとまず、いくつかの質疑応答ができましたので次に進みたいと思います。では2 章の後半について、引き続き説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、2 章の後半についてご説明いたします。ページ数は9 ページからになります。ここでは図や表といったような資料も多いですので、本文の内容と資料のポイントについてご説明させていただくこととします。現行マスタープランの検証と課題の整理になります。まず、現行マスタープランの検証において片括弧 1、圏域の設定についてです。三重県においては自動車を中心とした都市の形成や、ライフスタイルの多様化による活動範囲

の広域化、高規格道路ネットワーク整備の推進にともなう産業活動の広域化が顕著で、都市計画区域を越える活動が発生しています。

また、市町村合併による行政区域の拡大もあり、ひとつの行政区域に複数の都市計画区域が存在するといった状況も発生しています。これらに伴いまして、単独の都市計画区域だけを見ては広域的な視点から都市の将来像を分かりやすく提示することは困難であると判断をしております。このため、関連の深い複数の都市計画区域を一括した圏域を設定して進めていきたいと考えております。

現行の三重県都市マスタープランは、図の2の6で示すように5つの圏域で区分されているところです。圏域設定の検証のまとめについては11ページまで飛びますが、11ページの上の部分ですが、ここの圏域設定について妥当性を各項目で行っています。特に両括弧の2、土地利用の現状および見通し。両括弧の3、通勤、通学等の日常生活圏。両括弧4の主要な交通施設の配置状況などから、最後、あるものの一定の生活圏を形成している状況が確認され、各圏域自体は現行の区域を変更する必要がないと判断できる状況でございます。本日、事前にお配りした資料編の15ページから30ページにおいても、これらの具体の検証の資料がありますのでご覧いただけたらと思っております。

続いて、現行マスタープランの都市づくりの方向に関する検証といたしましては、下のところですね、11ページ。下のところなんですけど、5つの都市づくりの方向、11の施策の柱の達成状況を確認しております。5つの都市づくりの方向については、表2の2で示しているところです。それぞれの項目に特筆すべきものをピックアップして説明させていただこうと思います。

12ページをご覧ください。美しく魅力と個性あふれる地域づくりについては、都市公園の整備状況、景観計画の策定状況、歴史まちづくり計画の認定、屋外広告物沿道景観地区の指定状況等から検証を行い、おおむね都市づくりの方向として示した方向での取組は進んでいる状況が確認され、継続していく必要があると考えているところです。同じく12ページの下のところですが、②、持続可能な地域づくりにおいては集約型都市構造の構築、環境負荷、交流空間の形成について検証しており、線引き、用途指定の区域における特定用途制限地域の指定や都市計画区域の再編が行われ、方針として定めた取組が進んでいることを確認しています。

都市構造の分析としては、13ページから15ページで人口の分布。16ページには人口集中地区の状況、17ページから18ページでは拠点における集積状況。18ページ、19ページでは大規模小売店舗の立地。19ページの一部、下の部分から主要な交通施設の状況。20ページからは環境負荷の低減の取組、そして交流空間の形成に関して確認しているところでございます。大きな変化としてはやはり人口減少の影響が出ておりまして、16ページへ戻っていただきますが、人口集中地区について全体としての面積は増加傾向にあるものの、DID内の人口密度は減少しており、その密度についても決して高い値とは言えない状況となっています。都市部における低密度化が進んでいることが確認され、集約型都市構造等を目指す三重県としてはこういった課題を整理していく必要があると考えています。17ページからの拠点地区における集積状況においても、現状の拠点を維持できているのは北勢地域のみといった予測となっております。都市構造の見直しが迫られていると言えます。また18ページ、大規模小売店舗の立地の分析においては、影響が大きいとされます1万平米を超える新規立地について、前回までに規制した広域拠点集積型に限って集積を行っておりまして、一定成果は出ております。ただし、3店舗について既存の法での例外などで区域外に立地している箇所がございます。

次に、持続可能な地域づくりについての方向の取りまとめということですが、継続的に

取り組む必要があると考えられるのがこれまで説明してきた利便性や、こういった内容のところでございまして、財政等の持続可能性を高める必要性から利便性や効率性の観点を強く出したかたちで、方向性を再検討していきたいと考えているところです。

次に 21 ページから始まります、③、安全で快適な生活環境の創造においては、安全な都市の構築、快適な生活環境づくりについて検証しており、21 ページに降雨状況、および、洪水状況は 22 ページ、土砂災害については 23 ページというようなかたちで示しています。状況を確認したところ、近年、発生頻度が増加しているというような状況でございます。

また、地震津波被害における想定から甚大な被害が起こるとされていますが、25 ページにありますところで、津波浸水想定 of 居住人口、立地施設の状況を確認したところ、過去最大クラスでも人口の約 16 パーセント、主要な公共公益施設の約 18 パーセントが津波浸水区域内に存在していることが明らかになっています。快適な生活環境としては、都市計画道路、下水道の整備状況からは着実に進んでいるということが 10 ページ以降で確認させていただいているところです。③の安全で快適な生活環境の創造、都市づくりの方向については特に大規模自然災害における影響が甚大で、都市づくりとして切迫した課題となっていることから、安全安心な地域づくりに特化した都市づくりの方向として見直していきたい、というふうな考えであります。

次に、29 ページから 30 ページの A3 の表 21 でございますが、こちらは現行マスタープランの広域拠点および地域拠点の特性を、拠点ごとに区域人口の増減、津波浸水想定の高さ等、それから都市機能の集積状況。そして交通アクセス機能を示しており拠点の特性を分かりやすく説明しています。今後は立地適正化計画策定の資料などにも活用できるものとしております。

続きまして、31 ページから 34 ページにわたります、④、地域活力の維持向上です。こちらでは、広域道路のネットワーク等を活かした産業集積や、個性を生かした集客交流の推進について検証を行っています。31 ページでは工業の立地状況、32 ページでは現行マスタープランで設定した工業系土地利用誘導ゾーンへの立地状況について示しています。なお、事前に配布させていただいた 32 ページには表 2 の 14 に変更の欄がございませんので、本日追加をさせていただいているところです。

次に、33 ページ、事業所数、敷地面積の動向。34 ページでは、観光入込客数の推移の状況を示しています。現時点で一定規模以上の産業立地は顕著ではございませんが、事業所面積は増加傾向にあります。ただし、事業所数は減少傾向にありまして活発とは言えない状況です。ただし、今後、広域道路ネットワークの構築が進む中、産業集積のチャンスがあるということから地域活力の維持向上をする観点で柔軟な取組も求められている状況です。検証の結果から、工業系土地利用誘導ゾーンの設定の課題も浮き彫りになったところでございます。今後、市町とよく相談しながら見直していく必要があると考えています。

また、観光関係についても遷宮やサミットの効果を継続する目的で、今後の取組についても求められているところです。④の地域活力の維持向上の都市づくりの方向については、基本継続としながらも、産業振興の活力の維持向上の取組を強化することを検討していきたいと考えています。都市づくりの方向の最後、34 ページから 35 ページについて、⑤のところですが、一番下のところですね、県民が主役の地域づくりにおいては県民の参加と協働による取組について、都市づくりの方向として示した方向での取組は進んでいる状況が確認され、継続して検討していく必要もあると考えています。このため、引き続き地域づくりについても検討を重ねていきます。

それから、35 ページから 36 ページにつきましては各圏域ごとに先ほどの内容を整理し

ているところですが、本日の説明では省略させていただきたいと思います。37 ページから 38 ページに都市づくりにおける課題について整理しておりますので、そちらをご覧ください。

4 番の都市づくりにおける課題整理です。

一つ目の黒い四角、美しく魅力と個性あふれる地域づくりについては大きな課題はないものの、市町の取組等を支援、補完していく必要があります。

二つ目の持続可能な地域づくりについては、さらに集約型都市構造の構築に向けた取組を発展させる必要があります、鉄道沿線にある程度の規模を有する都市がつながっている三重県の特徴を生かした都市構造の形成、各都市の機能分担を図るなどが必要となります。

三つ目の安全で快適な生活環境の創造については、大規模自然災害による被害の低減を図ることが特に重要な課題となっており、地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針等の取組を積極的に進めていく必要があります。

四つ目の地域活力の維持向上については、地域活力の活性化と雇用促進の観点から産業振興の取組との連携が必要となっています。

最後に、38 ページの県民が主役の地域づくりについては、これまでの取組を継続し、県民とともに街づくりを行うための仕組みづくりに努める必要があります。

以上が、第 2 章後半部分の説明でございます。

<村山委員長>

ご説明ありがとうございました。かなり分量的には多いので、たくさん、いろいろと質問やコメントが出てくるかもしれません。9 ページから 38 ページの間で、今のご説明の内容についてご質問ありますでしょうか。朝日委員、お願いします。

<朝日委員>

まず、人口のデータが、基準人口であるとかそういうものは出ているんですけども、例えば昼夜間人口の差であるとか少し、いわゆるその地域ごとの機能ということを考えると、そういうデータもあるとよろしいんじゃないかなということ。

それから二つ目は人口移動のデータっていうのが、どこの所がどこに時系列で人が動いているのかというものが、もし県内だけでも分かれば、少し地域の現状、特徴というのが見えてくるのではないかと。

それから三つ目は物流のデータなんですけれども、一応物流の、インフラについては一通り載っているのですが、むしろ量としての物の移動はどうなっているのかっていうデータがもしあると、そうすると地域間がどういうようにつながりになっているのかというのが、そこも明確になるかなというところ。

それから、あと、最後になりますが観光については確か、どれぐらいの人がそこに訪れたかというものがあるのですが、どうしてもちょっと産業気味の観点、産業の特徴を見るとするとひょっとしたら宿泊統計のデータを使ってもいいのかもしれない。ただしこれは、観光庁のほうでは県別で出しているのでも地域別が出ているかどうか、これは県のほうで把握していればそういうデータがちょっと使えるのではないかなというところ。とりあえず、以上です。

<村山委員長>

ありがとうございます。三つほど、大きく分ければ三つほどデータに関するご要望がありました。いかがでしょうか。

<事務局>

ご指摘のとおり、平成 25 年に改定されました都市計画基礎調査では昼間人口や物の流れといったもの、そして観光に関するようなデータについても十分整理するような内容も

出ているところでございます。今後、昼間人口の差や人の移動の時系列、そして物流の量なども含めて、記載できるものや整理できるものについては向こうのほうでそうやって理解していただきたいと思っておりますし、34 ページの観光の部分でも宿泊の統計で県内状況が分かるようであれば、その情報も載せさせていただきたいと考えています。

<村山委員長>

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

<松本委員>

よろしいですか。

<村山委員長>

はい。

<松本委員>

こういったかたちで現行都市マスを検証していくのはすごくいいなと思ってまして、我々、欠かせないことではございますけども、かつ、きっちりやっていたらいいんですが、見せ方の提案ですけど、こうやって書いてあるんですけど、結局何がよくて何が駄目なのか。

そしてそのうち、それプラス、今後の予想される課題みたいなのがあって日本の高齢化がどうなのかって、それをフィルターでかけると今度の都市マスでこういうこと考えないといけないよ、とかというのが見える。そういうかたちでまとめてもらうとすごく分かり良いのではないかなという気がします。ちょっとその辺は工夫していただくといいんだろうなと思っております。

それから、同じように 29、30 の表なんか素晴らしい表で、すごくこういう取りまとめは大変だったんだろうなあとと思うんですが、これも、これだけだとなかなか普通の方だと分からないし、結局何だろうという感じで、これを何か上手く表現できないですかね。例えばアクセスなんかだと、国のほうでも確か市町村別のアクセシビリティ、レーダーチャートで出していると思うんですけど、そうすると、ここの自治体はアクセシビリティが良いんだ、悪いんだとか出てくるんですけど、そういったかたちで何かこううまくまとるといいなと。ごめんなさい、これはかなり難しそうなので出来るか出来ないかは分かりませんが、可能な範囲でそんなのを検討いただくとよりいい、素晴らしい仕上がりになってくるんじゃないかなと思いました。

<村山委員長>

はい、ありがとうございます。事務局のほうから何かおっしゃることがありましたら。

<事務局>

先生がおっしゃられるように課題が上手いこと綺麗に、パッと見てわかるような状態になってなくて今の言葉の説明だけでも充分、私にもよくつかみきれなかったところもあったので、言われるような課題を捕まえてそれをどうしていくのかと、もう少し分かりやすい工夫をさせるようにしたいと。よろしくお願いします。

<村山委員長>

他にいかがでしょうか。

<井上委員>

よろしいでしょうか。

<村山委員長>

はい、井上委員、お願いします。

<井上委員>

産業に関して細かく掲載いただいているんですけど、農水産のことにに関しての、やはり三重県に関わる漁業とか、村落が多い地域でもありますのでそういうふうな農業、水産の

そういうデータとかも載せていただければよろしいのではないかなと思います。

<事務局>

産業動向の④のところですね。地域活力の部分で言われましたように、南の部分や東紀州から伊勢志摩の地域や東紀州などの産業の種類は、農業であったり林業、それから水産業ですのでその辺りもすみません、抜けておりましたので追加させていただきたいと思います。

<村山委員長>

他にいかがでしょうか。では私から1つ。

松本委員のご発言と関連するんですが、ここに出てきているいろんな課題っていうのは現行の都市計画区域マスタープランがどのように実行されているか、いないかというような問題と、それからこの間、新たにいろいろな課題が、新しい状況の変化があって、それに対応しているかどうかっていう、大きく分けると2つあるように思うんですね。

前者の、現行の都市計画区域マスタープランでいろいろ集約拠点を考えたりとか、全体都市をコンパクトな街にすることを言っておきながら、実は例えば大型店が拠点以外のところに立地したりとか、人口を見てもあまり中心拠点の例えば1キロメートル圏内とか、人口が減ってたりとか、全体的に人口が減っているのやむをえないかもしれませんが、あまり実はずうまくいっていないんじゃないかとかいうか。方針はいいんですけども、その実現手段があまり伴っていないので、なかなかうまく実現できていないのかなという気が、厳しめに見ると見えるので。

それで今、方針に対して実態がどうかという整理の仕方なんですが、その間に都市計画への規制とか誘導の手段がどうであったかというのを加えていただけると、結局多分、例えば土地利用規制地域地区とかそんなのあんまり変えていないので、従来どおり道路型の市街地になってしまってるとかそういう問題がある気もするんですが、その辺いかがでしょうか。

<事務局>

その辺、ご指摘のところは確かにございまして。

例えば、ちょっと具体的な話になってしまって申し訳ないんですけど、例えば東員町ですと駆け込みで開発するとか言っていた部分があったりとかね。

松阪都計なんかでは準工の中で、ここは制度上、準工の縛りをかけにいてないので準工地域内で立地ができたとか、3例あるんですけども。

例えば先ほども少し説明しましたが、特定用途制限地域をかけにいたり、伊勢市なんかでは準工に特別用途地区をかけにいたりしてますので。そのおかげで入れなかったところもあると思いますので、やったこととやれなかったこと、もう少し示していったほうがいいかと思いますが、先生のご指摘のこともやるんですけど。実際に何ができて、やったことと、やれなかったことを、もう少ししたいなど。そういうことでよろしいでしょうか。

<村山委員長>

逆にうまくいった例をちゃんとほめてあげると具体的なので、地域地区、追加的に何かやって準工業への商業施設の立地が抑制されていると、そういったことをちゃんと書かないと、市町から見たときに、こういうのって市町がうまく展開していかないと実現できないので、それを促すような書き方が重要なかなというふうに思いました。いい例も是非。

他にいかがでしょうか。はい。

<松本委員>

これは私もどうすべきか答えが出ていないので一緒に考えたいと思うんですけど、今、

農林水産、三重県当然そういうの大事なんで、そういうのも載せますという話だったと思いますが、載せたほうが良いと思ってます。

一方この、いわゆる都市計画の中でどれくらい農林水産のところまで言及できるのか、あるいはそういったところの産業振興、場合によってはそれを支える人口の定住。

それは多分、都市計画として言える部分と言えない部分があったりするんですが、でも都市って当然そういったところの山村があって、あるいは郡、そうですね、漁村があってそれで支えられている部分がありますし、あるいは河川の上流、きっちり水源地を確保してもらい、保全をしてもらい、保全とかそういった意味合いもありますし、一応山林もそうですね。

ただ、都市計画という枠組みではなかなか書けない、けど大事だし。みなさんにとってみればそこも知りたいということで、最初からいくとそういう場合がよく分からないんですが、何らかのかたちでここに組まないといけないんだろうなど。そういう意味で、前半のところでは全然そういったところが実は書かれてないんですよ、先ほど、今まで説明いただいた課題整理のところではそういったところはあまり触れられていないし。どうしましょうね。

<事務局>

基本方針でどこまで書くかは私も具体案は今ないんですけども、区域マスタープランを作っていく中で圏域マスタープランということで大きな、先ほど5圏域で第1章を作っているんですけども、その第1章、圏域の中では都市計画区域だけにこだわらずもう少し広い視点で第1章を書いてきたんです。その中で圏域における農業の出荷額とか、そういうところにも触れながら都市計画で対応できるようなところも入れてますので、次のマスタープラン作っていく中で圏域の部分ではもう少し広く書いて、2章、3章の区域マスの中では都市計画区域の中の課題とか対応を書いていくと、そういうやり方がどうかと思うております。

<松本委員>

それは1つのアイデアだと思えますね。そこに圏域マスの意味もでてくると思えますし。分かりました、そういう方向で是非ご検討いただければと思います。

<村山委員長>

今、圏域マスタープランの話が出たので追加で質問なんですけど、議論できないかなと思うんですが、圏域マスタープランを折角作る。これ結構、三重県とか、あといくつかの都道府県しかやってないんですよ。これは特徴的で、それで都市計画区域がたくさんあって線引きしている都市計画区域の、それに非線引きの都市計画区域があったりとかして、都市計画区域はこれ以上統合することはもうできないという判断のもと、多分圏域っていうのを考えているんだと思うんですね。

それで、隣接する都市計画区域で広域調整上の課題が出てないかという視点が必要だなと思います。たまたま私、亀山と鈴鹿はいろいろお付き合いがあって、よく話を聞くんですけども、鈴鹿市は線引きしておりますので亀山市との境の辺りは市街化調整区域だと思います。そこは開発が抑制されているので地権者のかたが、住宅を例えば住宅地開発しようと思っててもできないわけですよね、基本的に。

なんですけど、亀山市は非線引きなので、鈴鹿市に近いボーダーのところは意外と宅地開発ができてしまう。そうすると、本当にちょっと先の土地なのにどうして亀山では許されて鈴鹿では許されないんだというふうに、鈴鹿市の地権者から不満がよく、ときどき聞こえる。一方、亀山市としても実は線引きはやれてないんですけども、駅前を盛り上げたいということとか70年代ぐらいに造った住宅団地がだんだんこう、人口が減ってきてい

るのでそこを何とか維持したいということもあって、あまり鈴鹿市に近いところでそういった開発したくないんですよ。

ただ元々のいろんな都市形成の歴史があって、線引きはできないということになると何もできなくて、それが問題としてずっと残っちゃう。それをなかなかすぐに解決案は出ないんですけど、それは広域の、都市計画区域をまたがる問題の 1 つだと思うんですよ。解決策があるかどうかは分からないんですけども、そういう境界部で起こっている問題とかそれから都市計画区域をまたがった、例えば広域インフラの問題とかですね。何か問題が起こっていれば、それはまさにこの圏域マスタープランで何らかの方針を出さなきゃいけないのかなと思うんですね。

今、亀山と鈴鹿の話は断片的な話でしたので少し市町にもヒアリングとかしていただいて、その課題がここに現れるといいかなというふうに思いました。

いかがでしょうか。もし他にもそういう問題があれば、是非ご紹介していただきたいなと。

<井上委員>

よろしいでしょうか。村山先生のお話に便乗するようでございますが、伊賀圏域のほうの、ちょうど名阪国道が通っております。これは本当に重要な道路ではございますが伊賀市のほうに線引きされてますので、いわゆる人口減を食い止めるためには産業の発展も重要なんですね。

ところが私ども、こういう不動産業をやっておりますと、名阪国道に隣接する農地とか山林が調整区域に入ってしまったというわけです。そこに誘致することができない。もったいないなど。本当に人口を増やしていくためには大阪、名古屋のほうからの事業所を誘致したいんですけども、ご相談いただくんですけども、やはり沿道のところにはそういう誘致ができないとか開発の面積制限があったりとか、いろんなそういう課題がございます。

やはり私ども、伊賀、名張ではございますけれども、名張もやはり住宅団地が本当に今あふれるくらいあるわけなんですけど、人口減で衰退化していく、荒廃していく。これを抑えるために移住っていうことをすごく強調して市のほうも頑張っては下さってるんですが、やはり規制が多いです。当然、伊賀市のほうは調整区域で名張市のほうにもやはり農業の、産業の許可。こういうふうなことで農地を簡単に手元に取得することができない。こういうふうなところでも行政懇談会でも提案させていただいて、やはり農業の活性化をさせる、荒廃していくのを食い止めなければならないと。また他県では、長野県では取得面積を 200 平米とかかなり画期的な施策をされているところもありますので、やはり三重県のほうとしても各圏域に対してのそういう緩和的なところも、ご指摘いただければと思います。以上です。

<村山委員長>

ありがとうございます。そうですね、私もちょっとそれを感じる部分があって、国もコンパクト+（プラス）ネットワークと言っておりますけれども、そこに出てくることっていうのは商業とかサービスのようないわゆる都市機能の部分と、それからどこに住むべきか、居住区域の話がメインで、あんまり産業の話が実は入ってこないんですよ。

確かにいろんな環境面とかエネルギーとかインフラの維持管理コストとか考えると、なるべくまとまって住んだほうがいいっていうのはよくわかるんですけど、産業の種類によりますけれども、幹線的な高速道路とか名阪国道みたいなものを使ってトラックでいろいろと物を運んだりとかっていう場合は、むしろそのインターの近くにあったほうが効率的な部分もあって。そこは国がやっているコンパクト+（プラス）ネットワークからはちょっと外れるわけですので。だけど、それも規制が強すぎる場合はうまくそれを調整する必要

がある一方、やっぱり農業との兼ね合いとかですね、それから広域調整の話でいうと、どの自治体もみんな、こぞってインターチェンジの周りを開発してしまうと工業団地の供給過多になってしまって、それでインフラ投資が無駄になって、あとで借金ばかり抱えてしまって大変だということもあって。それで多分、前回の基本方針でも工業系のゾーンをかなり県が調整してますよね。それから、うまい規制のゆるめ方とか強化の仕方というのがあると思います。

ここの、多分、しようというのは、これからどうしようという方針に入る前の課題整理だと思いますので、そういった課題が自治体で、いくつかは実際に私も聞いてますから、その辺の悩みみたいなのをちゃんと、これ、示せるといいと思うんですね。

それに対してどう土地利用として方針を立てるのかっていうのが3章以降の内容なのかな、という感じがします。

ですから広域調整の課題と、それからその中でも産業の立地に関しては、必ずしも広域調整だけの話ではありませんが新名神が今度できたりしますので、それにともなっているいろと自治体も考えている部分があるので、盛り込んでいただければと思います。喋り過ぎましたので、もし何か事務局のほうからあれば。

<事務局>

まず、村山先生が言った広域調整の課題っていうところは、また市町との連絡会議の中でもいろいろ聞き取りとかをしながら、整理をしていきたいなというふうに思います。

亀山も駅前を中心にやっていきたいという思いはありますけれども、なかなかこの時期に線引きというわけにはいかないの、現実的に。そこは立地適正化計画とか、そんなところも使いながら考えていくのかなというふうに思ってます。

伊賀についても、松阪は合併で都市計画区域を統合して線引きをしたわけですけども、伊賀市については、市の方針としては都計区域を統合して条例による規制というようなことも、市としては検討されてますので、そこらについてはまだ、そういうことになるやもしれないというところですね。

あと産業については、商業系はやはり、国内人口が減っていく中で国内の売上が伸びることっていうのは非常に可能性が低いので、商業系はやはり中心部なり、広域拠点に張り付けていく必要があるのかなど。普段の大規模なものはですね、普段の買い回りはまた考える必要があるのかなというふうに思ってます。前回のマスタープランの中でも特に工業系についてはアジアの拡大というのを取り入れるということで、できるだけ工業系の土地利用については計画的にやっていきたいということで、書いたところもあるんですけども、また、この条件も見ながらここでも書き込んでいく必要があるかなど。

今回の議論方針でも書き込んでいく必要があるかなど考えていますのでまたご指導いただきたいんですが、村山先生の言われたようにどこまで工業系を許容できるんだっていうのは、かなり三重県では都市計画としては工業系の地区計画をかなり認めておいて、調整区域でもインターの近いところであったりとか、高速アクセスの良いところは工業系の調整区域の地区計画ということで工業系を認めている方向ですので、その辺の考え方もまたご指導いただければというふうに思ってます。以上です。

<村山委員長>

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい。

<松本委員>

結局インフラが新規に整備されることによってポテンシャルが上がって、その周辺が開発したりっていう、当然の反応かと思うんですが、多分そこで重要なのは村山先生も言われたように、もう一旦できたらどこでも作っちゃえばいいよって言う、決してそうではな

くて、そのときに県土全体のバランスから見て、県として、県全体として必要なところを認めていくというような、何かそういう大きな方針を出すということなんでしょうね。

今度リニアが早まるなんて話もあるので、当然そこに関しても同じような話が出てくるので、そういうインフラの整備にともなってポテンシャルが高まってくる。その中で県土全体の中で必要な部分については認めていくような、そういうようなことが基本的な方針として書かれてもいいのかもしれないですね。

<村山委員長>

先ほどの亀山のお話をしたときに、可能性として立地適正化計画でゆるやかに開発を誘導、というか抑制していくということがあり得ると思ってまして、ちなみに三重県内で立地適正化計画を作り始めてる所っていうのはどのぐらいあるんでしょうか。

<事務局>

県内では8の自治体から手が上がってしまっていて、北からいきますと桑名、四日市、亀山、津、松阪、伊勢、伊賀、名張で、町で今回、朝日町もどうかというようなぐらいで、今の8までは確実に補助金やお金を投資してやっています。朝日町さんからも、今回検討したいという旨の打診を出していただきました。

<村山委員長>

そうですか。それも有力な手段だと思うので、この基本方針でも上手く位置づけられるといいですね。

<事務局>

それと、松本先生が言われた「県内のポテンシャルが高まって」というところで、例えば、今おっしゃるように確かに東海環状の東回りなんていうのはすごい、岐阜県側のポテンシャルが高まって郊外に産業誘致が進んでおります。

数がとんでもなくあれで、効果も上がっているので例えば東海環状西回りのポテンシャルであるとか、あるいは新名神沿線でのポテンシャルであるとか、先ほど言われた観光的なリニアの高速性、輸送性などを活用したようなことももちろんありますので、こからはもう少し先の様子を見ながらでもきちんと地域別にやはり書き込みたいと思いますので、またその辺りもちょっとアドバイスがいただけたらなと思います。

<村山委員長>

名古屋都市センターで減災ビジョンというのを検討して、もうできたんですけれども、それはあまり行政の計画じゃないので、比較的、実現性の難しさを考えずに自由に理想論を議論してたんですけれども、そうすると地震・津波の関係で湾岸で、やっぱり工業地帯が結構被害が大きくなりそうだと。これは産業の種類によって違うんですけれども、必ず海の近くになれば成り立たないものはもうしょうがないわけで、そこは上手く強靱化して耐えることを考えるんですけれども、場合によっては内陸に産業移転をできるようなものもあるんです。そういうものは今すぐに移転しなさいとはなかなか言えませんので、上手くその企業が設備更新をするときに内陸に誘導していくような方策も将来的には必要なんじゃないかと議論をしていたんです。

今のお話では高速道路ができて、内陸のポテンシャルが上がると相対的に他の工業地帯が衰退する可能性があるので、そのバランスというか、その津波被害に遭うところはむしろ産業はあまり立地しないほうが得なのかもしれないので、その辺の上手いバランスを考えるっていうのもやっぱり広域計画の役割かなと思いますね。ただ、そこはなかなか今の時点で明確な方針は出せないなので、少なくとも趨勢ですね、産業がどういうふうに、どこで盛り上がっていったどこでこう衰退気味なのかみたいなのが通観的に分かると、方針を考えるというときに役立つのかなというふうに思いますね。

<井上委員>

圏域についてですけれども、小さなことではございますけれども、宅建協会のほうも、私どもの名張ではないんですけども、海に面しているような、やはり津波被害のことを想定した場合、今、地域では用途地域っていうのを定めて建ぺい、容積率っていうのを決めてくださってるんですけども、やはり沿岸とか近いところの方からのお話を聞いた場合、建ぺい、容積率の緩和をできたら進めていただけたら、やはり高い建物が建てられるところと建てられない地域と決められているところがあるので、今、本当に産業も内陸部のほうへっていうように、そういう津波被害を想定した場合に少しでも高い建物を建てたいという意見もあるということで、一度、県のほうへ進言していただければというような話もございましたので。

<事務局>

よろしいですか。まさに昨年、一昨年とこの地震・津波の指針を作っていく中で沿岸部の低層住宅しか駄目だよっていう規制に対して緩和策、あるいは建物強靱化をしていただくための緩和策というのはご提案をたくさんいただいているところですので、今後、市町と十分にこういったマスタープランなどにそういった方針を掲げて、対応していきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

<井上委員>

よろしく願いいたします。

<村山委員長>

柳川委員、何かもし感想でも結構ですのでありましたら。

<柳川委員>

松本委員と村山委員長がおっしゃられましたように、現行のマスタープランの検証であったり、その検証した中で何か不具合と言いますか、各都市計画区域内の、その圏域ではなくてそれぞれの都市計画区域内の中で、ちょっと不具合が生じていて困っているっていうふうな情報があればもう少し、お聞かせいただきたいなというふうに思いました。私のほうからは以上です。

<村山委員長>

お願いします。

<事務局>

今回の検証の中で、まず大きく全国に先駆けて大規模商業店舗を規制しましょうと打って出たのは本当に、今でも全国でもなかなかない中で確かに3店舗、大きなものが出ましたが非常に効果を上げているということで、これについては他県さんや国のほうからも評価をきちんと受けています。

さらに、規制誘導に関して三重県はいろんな地域がいろいろ、土地が安くて手に入りやすい中でも乱開発が進まずに、この地域が守れているという、実はよその、他県に比べると本当に市街化区域の規模が小さくてそこに人口がたくさんある、税収も高いというのが評価を受けているところです。

つまり、コンパクトが最初から、ここへ来てみなさんに言われていますが、すでにある程度出来上がっているんじゃないか、というような評価を受けているところが非常にいいところではあります。

とはいえ、やっぱり人口が減少する中で市街地の機能が落ち、シャッター街であるとかいう、駅前の部分であっても機能が落ちてきている部分をいかに補完していくかなどの課題がありますし、もう少し大きい視点で見ますと、都市計画区域外や隣接する部分での開発の動向が進んでしまっているところもやっぱりありますので、そういったところは都市

計画区域外も見ながら、都市計画のあり方などについても検証していく必要があると思われます。

さらに、今も後半でお話が出たように、ポテンシャルがこれから高まってくる地域に対していかなる手立てを打つのか、そして大規模自然災害に対する安全策をどこまで私たちは取り組むべきなのか、そういったところが整理できるともう少し、前半のいいところと後半の課題の部分。こういったところを整理していきたいなというふうに考えています。

<村山委員長>

ありがとうございます。柳川委員、よろしいでしょうか。今の話でまた思い出したんですけども、比較的コンパクトに街が作れているということですよ。それで、これから何だかんだ人口とか世帯数は減る傾向なので、そういう都市づくりをちゃんとやっていると、結果として低密度化する地域がいろんなところで出てきて、空き地とか空き家が発生して、それが問題だってみんな言い始めるわけですけども、ただ問題だと言って対策をすると、なるべく埋めようとする結局そこにまた人口が戻ってくるわけで、それをやるとまたどこかが減ってくる感じで、結局これはいろんな自治体でも議論してるんですけども、秩序よく低密度化していくための制度がないとなかなかこれは上手くいかないというか、例えば郊外の住宅地でだんだん歯抜け状態に、空き家がまた発生して建物を壊すと空き地になるわけですけど、そのときに放っておくとそこが草ぼ一ぼ一になって荒廃して、その住宅地の環境が悪くなってくる、価値が下がっていくわけですけども、上手く、例えば2区画を1区画に広げて価値の高い低密度が、緑豊かな住宅地に改変していくとか。

低密度になるんだけども、人口も減って、だいぶ減るんだけども価値が上がるような、何か前向きな低密度化のシナリオっていうのがあると地域に住んでるかたも納得していただけるし、次世代に残す市街地の基礎としてもいいものができる。住宅の多様性も広がると。日本の戸建住宅って欧米に比べたらやっぱり狭いんですよ。だからもうちょっとゆったりとしたものも、もちろんそれは価格との関係もあるんですけど、それがあればよりみなさん豊かに暮らせるわけですね。

そういう低密度化のシナリオを考えて、それを上手くやっていく制度が必要だという話をよく受けるんです。それで、自治体的には結局制度がないから何もできませんってなっちゃうので、国にもいろいろお願いしなければいけないんですが、県レベルでもし何かそういう独自の制度とか、あるいは民間主導でそういうことを行っていくような何かパイロットプロジェクトとかが出てくると、これは日本全体の問題にかなり応えてくれると思うんですよ。その辺を何か、あまり空き地、空き家の問題を書いてなかったと思いますので、少し実態としてそういうことが起こっているということはちゃんと記していただいて、そのあとの方針のところ、今少し申し上げたことエッセンスでもできたら入れていただければいいかなというふうに思いました。

<井上委員>

その件で名張市のほうが国交省の、知っていただいていると思うんですが住宅流通の促進事業で国交省から資金を、補助を受けて一度やったんですね。桔梗が丘っていう団地がありますが、やはり昭和40年代の開発からですのでごく、国道も通って近鉄沿線も通って本当にいい団地ではありますが、やはり高齢化が進んできてだんだん空き家が増えてきたということで、これを食い止めないっていう、一環でひとつそういう事業をやっていたいたわけなんですね。

でもやはり、名張っていう地域は関西に近いものですから、関西圏から移住して下さったかたの子どもさんが、学校は都心のほうなり大阪のほうなり、またそこで就職活動してしまうっていうことでの人口減で、本当に大小27号ある団地も衰退してくる懸念を持

ってて、小学校の統廃合、高校の統廃合などが起こってきておりますね。そういうふうなところから、やはり空き家対策、移住、定住っていうところも名張も一生懸命やってるので、そういうふうなところもひとつご参考にいただいでですね、全体的にそういうふうなことも盛り込んでいただければいろいろあるものかな、と思います。

<事務局>

ありがとうございます。都市計画のほうでもそういう、先ほどの低密度化のシナリオみたいなのも書いていく必要もあるかと思えます。今日も午前中会議をしております、これと並行しまして住生活基本計画っていうのを作っております。

<村山委員長>

県のですか。

<事務局>

はい、県です。県の住生活基本計画。国が昨年度末に新しい住生活基本計画の案を出しましたので、それを受けて県のほうでも住生活基本計画というのを改定しますので、空き家の対策についてはそちらのほうメインになって書き込んでいこうということになりますので、住生活のほうで空き家は大きな課題になっていますので、そちらで書いていきたいなど。都市計画のほうでも当然課題ではありますので、それと並行して書ける部分は書いていきたいかなというふうに思っています。

<村山委員長>

ありがとうございます。では、もうひとつセクションがありましたので、今度は第3章ですね。これについて事務局から説明をお願いします。

<事務局>

それでは、資料の39ページからお願いします。第3章につきましては、三重県の都市計画の基本的な考え方というものを整理しております、先ほどご議論いただいた課題などをふまえながら人口減少や高齢化、そして大規模災害の発生が予想される中で三重県全体をどうしていくのか、というような方針を書いております。39ページの1番、三重県都市づくりの方向のところ整理しましたように、こういった内容の観点から3つの観点を挙げておまして、1、都市経営の観点ということで効率的で利便性が高く、財政的に持続可能な都市構造の形成。2点目として都市防災の観点です。大規模自然災害の被害低減に向けた都市構造の形成。3点目が都市活力の観点で、産業振興等による地域活力の維持向上という内容です。

これらをふまえて、都市づくりの方向、図の3の1のように見直したいと考えています。これは先ほどの議論やいろんなテーマをいただきましたので、さらなる検証は行いたいとは思いますが、大きな方向としてまず考えているのが安全安心な地域づくりは都市防災の観点に特化した、特に自然災害ですね、というものにさせていただきたいと考えています。

それから持続可能な地域づくりについては、持続可能というのはすべての項目に該当するというので、枠の一番上に豊かで活力を持ち続ける地域づくりというような主題をつけまして、持続可能性をうたいつつ、持続可能な部分については便利で効率的な地域づくりとさせていただきたいなど、今のところ置いています。これによりまして、財政や生活環境も含めた都市経営の観点から中身を見直していきたいと。

次に、地域活力の維持向上については都市活力の観点を意識して、中身を見直していきたいということで考えています。それでは今後の具体的内容については40ページに整理しているところです。内容のほうは、これまでご説明した内容を整理したかたちになっています。

これらを受けまして、三重県が目指す都市構造といたしまして、41 ページから 43 ページに示しますように、集約型、いわゆる居住系や商業系といったようなものの集約型都市構造の構築を持続的に取り組む考え方や、災害リスクの低い場所への市街地の形成の考え方。それから、新たに整備される広域交通ネットワークなどを活用した産業等の誘導の考え方について提案させていただいているところですが、本日いただいたいろいろな課題の整理やさらなる記載等も含めて、もう少しこの辺の記載が変わってくるのかも分かりませんが、方向として掲げさせていただいている内容が、今の 43 ページまでの資料となっています。以上です。

<村山委員長>

ありがとうございました。ただ今の説明についてご質問、ありますでしょうか。これは、もう少し具体的な内容は次回以降に議論する感じでしょうか。説明は、結構シンプルだったんですけども。

<事務局>

そうですね、本当は今日出た課題のところがもう一度きちんと整理されないと出せない内容ではあるんですが、やはり先が見えないと分かりにくいところもありまして、要点を整理した形でまずお示しして、これに何が必要かということとをさらにその課題を振り返りつつ、整理いたしたいと思っておりますので、ご検討をいただけたらと。

<村山委員長>

分かりました。そうしますと、今日議論した課題の捉え方とかも含めて少し総合的に議論するのがよろしいかと思っておりますので、今ご説明のあった基本的な考え方をご覧になりながら、今一度課題なども思い出して、どういうふうにここら辺を再構築していったらいいかなどご意見をいただければと思います。

<松本委員>

よろしいですかね。

<村山委員長>

はい、お願いします。

<松本委員>

基本的なまとめ方にならざるを得ないなと思っておりますし、どこの自治体も結局こういうかたちになるんですが、この 39 ページの四角囲みの一番上ですよ。都市計画の観点。実はコンパクト化ってこれが本当の目的かもしれない、ひとつの大きな目的なんですけど、どうしてもいろんな状況を考えていくとここが忘れがちになっちゃって、先ほどの村山先生の話もそうなんですけど、環境の良い低密度化みたいな話があったんですけど、実はそこで全然都市経営的には成り立たないですよ。

本当はそこはもう、勇気ある撤退みたいなのか、言うところの。なかなか言えないのでどうしても、あるときは効率的と言いながらあるところでは何とか維持していこう、って両方をやっていくんですけど、今の段階ではブレていかざるを得ないと思いつつも、いずれブレている場合じゃない時代が来ると思うんですよ。それがいつ、三重県に来るかというところだけの問題で、多分もうそれが来ている地域はいっぱいあって、そういう所はブレずとにかく撤退していきます、とにかく縮めます、というような状況が発生しているんだと思うんですけどね。

そういう意味で、都市計画の観点って一番上に書いてありながらその下の絵で見ると、中の見づらい、一番右がこれからの都市づくりの方向と施策の柱ですよ。ここにそれが見えないんですよ。ただそれもありだと思っておりますよ。もう見せない。見せずにやっていこうというのもありなんですけど、そうじゃなくて、やっぱりこの次のマスタープランを

考えて、もうちょっと出す必要があるのかなということかもしれませんし、ちなみに文章のほうには書いてあるんですね。三重県が目指す都市構造、41 ページになっています。もう 1 のところで、5 に明らかにコンパクトシティ、縮まっていきますよと、拠点集約しますよって書かれてるんですね。ですので、実は散らばってはいますがそうじゃないと思うところもあって、ちょっと不整合があるんですけどどうでしょうね、という感じなんですよ。

<村山委員長>

いかがでしょうか。

<事務局>

おっしゃられますように、地震・津波の指針を作るときも、本来は撤退をして既存集落の中へ収まるよう、いわゆるその密度が高まって機能も安全性も高めると。

ここでも 3 人の先生が見えるんですけど何度も議論をして、結局、やっぱりそういう提案はいただいてベストであるのはよく分かっているんですが、行政側がそれをすぐさま受け入れられずに結局維持型というか、今のかたちの中でぎりぎりやっていったらまた考えましようねと、また、きちんとその状況をふまえながら見直していきたいということは書き込めたんですけども、なかなか難しいところもあって、今回の基本方針、そして圏域区域マスタープランでどこまで書くかっていうのは、かなり市町さんとの合意形成もありますが、やはり私たちの覚悟も要ると思いますので是非とも委員の先生からお背中を押してもらかたちで、どこまでやれるのか。

<事務局>

すみません、作っておいてごめんなさい。やはり集約型都市構造というのは外せないキーワードだと思いますので、少なくとも集約型都市構造というのはこのポンチ絵を見たときにもどこかにあり、残しておく必要があるのかなと思うんですけど、そこはどうなんですか。

<事務局>

それはもちろん。

<事務局>

何か消した理由は。

<事務局>

集約型都市構造を消したというよりは、集約型都市構造が手法であって、例えば安全性の中にも集約型都市構造を目指すことがひとつの目的でもある。

それから、利便性はもちろんのことですが、美しく個性ある街づくりというものの中にもそういった考えもあるということで、手法ではなくて上手く表現できたかなとは思ったんですけど、すみません。

<事務局>

すみません、事務局同士でしゃべってて申し訳ないです。やはり持続可能になっていう言葉を上を持っていったんやったら、やはり集約型というのはどこかにないと。

<松本委員>

表題に入るぐらいの。

<事務局>

そこはまた考えさせていただきたいと思います。

<松本委員>

ちなみに、便利で快適な都市。

便利で快適とか、あるいは先ほど何て言われました、自然災害が良かったかな。自然災

害もそうなんだな。

一般の方々が、みなさんがコンパクトなほうが便利だとは思ってないと思うんですよ。分散してて、どこでも車で行けたほうが便利でしょう。自然豊かでしょうって思われているかもしれないので、多分、今、橋本さんが言われたように踏み切れないのもそこかなと。

<村山委員長>

すみません、松本委員がおっしゃった都市計画の観点、非常に重要で、多分このボックスの中では公共施設の維持管理についてざっと書いてあって、財政の持続可能性（実質）と書いてありますね。ここが結構、関連してると思うんですね。

公共施設と言ってもいろんなものがあるって、いわゆる箱物の統廃合みたいなのはこれだけでも結構議論が大変ですけれども、やれば都市構造に影響を与えることができると思うんですよ。集約するところの公共施設をなるべく残しておくということだと思んですが、未だに解決できないのが上下水道システムのような、ラインと言ったらあれですね。あれは人口がゼロにならない限りは廃止することができないんですよ。そこが、例えば上下水道のインフラがどこもだんだん老朽化してきていると思うんですが、どういうタイミングで、更新はいずれはどこかはしなければいけないので、そのときにあえて更新しないところを決めざるを得ない時代が来てしまうわけで、そのときに初めて、その土地利用の撤退、市街地の撤退ができるというか、だと思っただけなんです。

ただ、下水道は本下水じゃなくて浄化槽とか集落用の排水システムなんかを入れれば、より効率的に処理ができるわけですけども、そういうインフラとの関係、土地利用を考えないといけないんですけども、そのインフラもダウンサイジングの戦略っていうのがあまりよく、私自身も分からないので、それに対応させた街のコンパクト化ってなかなか議論しづらいのがあって、もしそれを都市でも何か方向を見出すことができればすごく進歩があると思うんですよ。まだ、研究レベルもなかなかということでもまだ議論されてないんですが、同僚の先生なんかと議論していてそういう話になりまして。

少なくともそういう上下水道等の施設の維持管理って今どういう現状があって、どういう問題が出てきそうなのかっていうくらいはきちんと整理して、それと土地利用も本当は一緒に考えられるといいなと。ちょっと、感想めいたことですけど。

他によろしいでしょうか。あと、安全安心な地域づくりのところでも自然災害に強い市街地の形成、もちろん大事なんですけども、他に例えば防犯とか医療を受けることができる、医療サービスを受けることができるということのも安心につながりますよね。東紀州で前に、もう10年ほど前に議論したとき、やっぱり高速道路ができたので高度医療を受けやすくなった。あるいは救急車とかが高速道路を走って行けるようになったとかということで、相当これはよかったということで聞きますので、安全安心ってやっぱり災害だけじゃないと思うんですよ。

都市計画でどこまで対応できるかという話もあるんですが、幅広く考えてみると。防犯ですと、非常にこれはミクロな話ですけど住宅地の防犯設計みたいな、そういうのもあって、住宅地の設計の仕方によってなるべく視界を減らしたりとかですね。そういうことでも対応できますし、公園のリニューアルのときに見通しのいい公園に作り直すかっていうこともあるので、キーワードとして加えてもいいかなというふうには思います。

<井上委員>

名張に百合丘っていう団地があるんですけど、防犯的に、私らが行ったら「あ、通れない」っていうような感じで竹中が設計した団地があるんです。

<村山委員長>

そうなんですか。

<井上委員>

そここのところは普通の団地と、他の団地とちょっと違う。

<村山委員長>

なるほど。だから郊外住宅地って、人口が減ってきて大変だっていうマイナス面だけ捉えがちですが、それを上手く防犯性能もアップするようなかたちで直していったりとか、そういうのもあるかなと思います。

他にいかがでしょうか。はい、朝日委員。

<朝日委員>

今お話があったところ、安全っていうか安心っていうか、少し高齢化対策に対する、何かそこがケアできるものっていうものが少しあったほうが、これから高齢化が極めて緊近の問題であるっていうのは分かっているわけなので、その辺りのものが少し加わっていると、さらに安心な地域っていうところにつながるかなというふうには思います。多分、これはこれからまた課題が出てくると思うので、またそういうかたちで付け加えていただければと思います。

<村山委員長>

もし他になければ、おおむね今日の審議の内容は終了しましたので、ここで終わりたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、いろいろ貴重なご意見をいただきましたので、事務局におかれては本日の検討内容をふまえて、また、今後実施予定の県庁内の連絡会議とか市町との検討会議などもふまえて、必要な修正を行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、本日の議事はこれで終了しますので、司会を事務局へお返しします。

<事務局>

村山委員長長には、小委員会の進行につき誠にありがとうございました。それでは、事務局から今後の予定などについて説明願います。

<事務局>

本日の審議、ありがとうございました。今後の予定についてご説明させていただきます。まず、本日いただいたご意見、今後開催する庁内連絡会議や市町の検討会の結果などもふまえて、修正を加えたうえ、各委員さんに今日いただいた意見などの感想も含めて、個別に協議にまわらせていただいて最終の三編、後編も含めてご提案できればと思っておりますが、本日いただいた議論、結構ありますのでもう少し練って大至急調整したいと思っております。

また、後半、第3章の後半部分につきましても今回の内容をふまえたかたちの詳細な内容になっていきますので、どこまで書けるか頑張ってみますがよろしく申し上げます。小委員会の全体においては、次回10月の中旬にこの全体の案を出したいとは思っておりますので、場合によっては、各委員をお回りさせていただくのが1回だけではないかも分かりませんが、ご協力のほうをよろしくお願いいたします。以上です。

<事務局>

ただ今の説明について、ご質問はありませんか。

それでは、本日は長時間にわたり熱心にご審議いただき、ありがとうございました。これで、第1回都市計画基本方針検討小委員会を終了します。ありがとうございました。

(終わり)